

選択的夫婦別姓制度の導入を求める会長声明

当会は、2016年（平成28年）2月20日の会長声明において、2015年（平成27年）12月16日の最高裁判所大法廷判決の多数意見で、婚姻に際し夫の姓を選択する夫婦が圧倒的多数を占める現状について、「仮に、社会に存する差別的な意識や慣習による影響があるのであれば、その影響を排除して夫婦間に実質的な平等が保たれるように図ること」が憲法の要請であると述べられたことを受けて、夫婦別姓を選択できるよう速やかに民法第750条を改正するよう求めていた。

上記声明発出後の国民の意識の変化や社会の変化等も踏まえて国に対し、当会は、民法第750条を早期に改正し、選択的夫婦別姓制度を導入することを改めて強く求める。

民法第750条は、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する」と定め、夫婦が家族間において異なる姓を選択する自由が認められていない。そのため、婚姻に伴い姓を改める者は、自己のアイデンティティを喪失し、従前の姓を使用する中で形成されてきた、他人から識別し特定される機能が阻害される不利益を選ぶことを強制される。

特に、近年、晩婚化が進み、婚姻前の姓を使用する中で社会的な地位や業績が築かれる期間が長くなっていることから、婚姻に伴い姓を改めることにより不利益を被る者の数は増加している。

氏名について、最高裁判所は、「人が個人として尊重される基礎であり、その個人の人格の象徴であって、人格権の一内容を構成するものと言うべきである」（最判昭和63年2月16日民集42巻2号27頁）と判示しており、姓の変更を強制されない自由もまた、人格権の重要な一内容として憲法第13条によって保障されており、民法第750条は、婚姻に際し、姓の変更を強制されない自由を不当に制限するものであり、憲法第13条に反する。

改姓するか否かは個人の信条の問題であるにもかかわらず、民法第750条は、婚姻に際して夫婦別姓を希望する者が自己の信条に反して夫婦同姓を選択せざるを得ない状況に追い込み、婚姻に際し同姓を希望する者と、別姓を希望する者とを差別的に取り扱っている。このような差別的取扱いは合理的根拠に基づくものではなく、民法第750条は、法の下での平等を定めた憲法第14条にも反する。

さらに、憲法第24条第1項は、「婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有する」と定め、同条第2項は、「法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。」として、婚姻における人格的自律権の尊重と両性の本質的平等を定めている。

しかし、民法第750条は、婚姻成立のために、姓の変更という両性の合意以外の要件を不当に加重しており、当事者の自律的な意思決定に不合理な制約を課している。

また、厚生労働省「人口動態統計」から内閣府男女共同参画局が算定したデータによれば、令和5年度の最新版データにおいて、婚姻届を出した夫婦のうち、94.5%は女性が改姓している実態に鑑みると、民法第750条は、事実上、

多くの女性に改姓を強制し、その姓の選択の機会を奪っているものであり、個人の尊厳と両性の本質的平等を定めた憲法第 24 条にも反する。

我が国では、1996 年（平成 8 年）、法制審議会において選択的夫婦別姓制度を導入する民法改正案が答申されているにもかかわらず未だ制度は実現には至っていない。

最高裁判所は、上記平成 27 年判決においても、令和 3 年決定（最大判令和 3 年 6 月 23 日集民 266 号 1 頁）においても、民法第 750 条を合憲としたが、これらの判断は、夫婦別姓制度の導入を否定したものではなく、同制度に対する国民の意識の変化や社会の変化等の状況に応じ、本来的には国会において立法で対応すべきであるとの前提の下になされたものである。

第 217 回通常国会（令和 7 年 1 月 24 日召集）において、立憲民主党、日本維新の会、国民民主党がそれぞれ独自の法案を衆議院に提出している。

しかし、平成 8 年の答申からまもなく 30 年が経過しようとしている現状でも制度実現に至っていないのは、憲法上の要請を不当に放置しており、重大な人権侵害である。

当会における、上記会長声明発出後も、社会の変化に伴い女性の社会進出がますます進んでおり、国民の意識の変化により、多様な価値観も醸成されている。2024 年（令和 6 年）6 月 18 日には、一般社団法人日本経済団体連合会が「選択肢のある社会の実現を目指して～女性活躍に対する制度の壁を乗り越える～」といった提言を発出した。

近時の世論や情勢においては、官民の各種調査において選択的夫婦別姓制度の導入に賛成する意見が高い割合を占めている。

更に、国内だけにとどまらず、同年 10 月 29 日には、国連の女性差別撤廃委員会において、選択的夫婦別姓を認めない日本の民法に対し、平成 15 年、平成 21 年、平成 28 年の勧告と同様に、4 回目の勧告が発出されている。

青森県内においては、令和 7 年 3 月 24 日に青森市議会が 4 回目の、令和 7 年 3 月 21 日には八戸市議会が初めての選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書を採択している。

当地に限らず、全国の多数の地方議会が同制度の導入を求める意見書を採択していることも鑑みると、選択的夫婦別姓制度の導入を求める世論はかつてないほど高まっており、選択的夫婦別姓制度の導入に向けて、速やかに国会において議論されるべき状況である。

したがって、当会は、国に対し、民法第 750 条を直ちに改正し、選択的夫婦別姓制度を導入することを改めて強く求める。

2025 年（令和 7 年）7 月 22 日

青森県弁護士会
会長 米 山 達 三